

～産業廃棄物処理業者の委託者への通知制度～

改正概要

産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者に、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生

- ①事故(保管上限超過) ②事業の廃止 ③施設の休廃止 ④埋立終了
⑤欠格要件該当 ⑥行政処分(改善命令は保管上限超過)

10日以内にその旨を委託者に対して通知し、通知の写しを保存(5年間)
(違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。)

通知の発出及び通知の保存は、電子ファイルで行うことも可能。

通知を受けた者は、

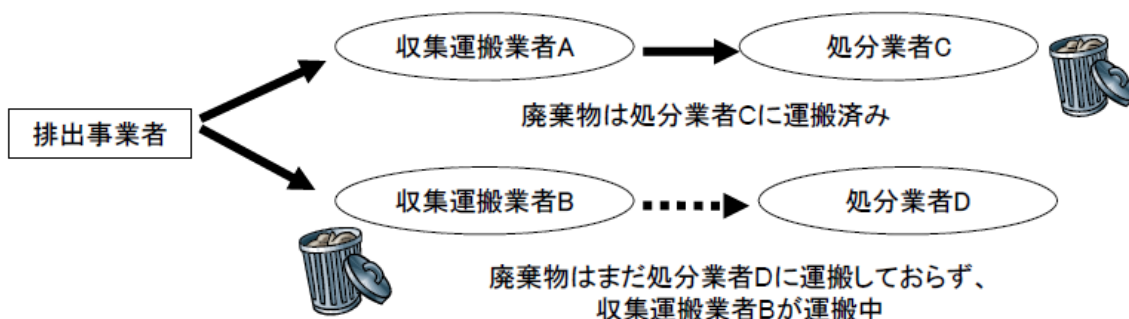
- ① 収集運搬業者に引き渡した廃棄物(通知をした収集運搬業者に運搬を委託したものに限る。)について運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき
- ② 収集運搬業者又は処分業者に引き渡した廃棄物(通知をした処分業者に処分を委託したものに限る。)について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事(高松市長)に報告しなければならない。

排出事業者責任の徹底を図り、もって適正処理を確保する。

11

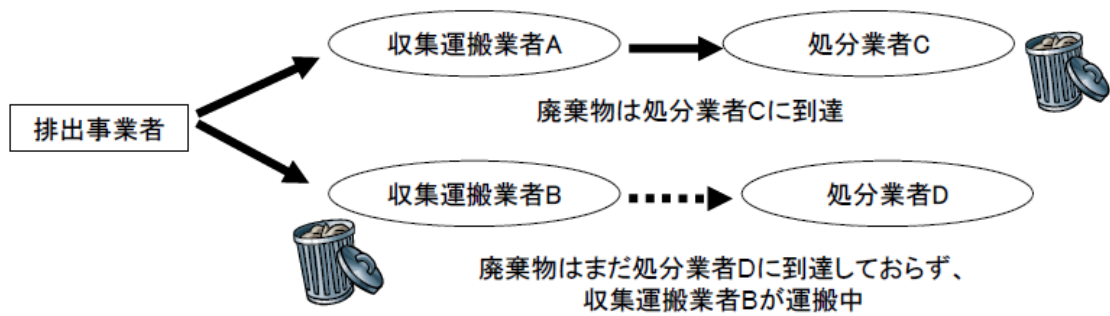
通知を受けた排出事業者が都道府県知事(高松市長)に報告書を提出するのは、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、具体的に措置を講ずる必要がある場合に限定されている。

パターン① 収集運搬業者から通知を受けた場合



既に運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けている収集運搬業者(A)から通知が来た場合には、報告書の提出は不要。
廃棄物を引き渡したがまだ運搬が終了していない収集運搬業者(B)から通知が来た場合には、報告書の提出は必要。

パターン② 処分業者から通知を受けた場合



廃棄物を収集運搬業者又は処理業者に引き渡し、その廃棄物について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていない場合において、処分業者から通知を受けたときは、通知をした処分業者に廃棄物が到達しているか(処分業者C)していないか(処分業者D)にかかわらず、報告書の提出は必要。